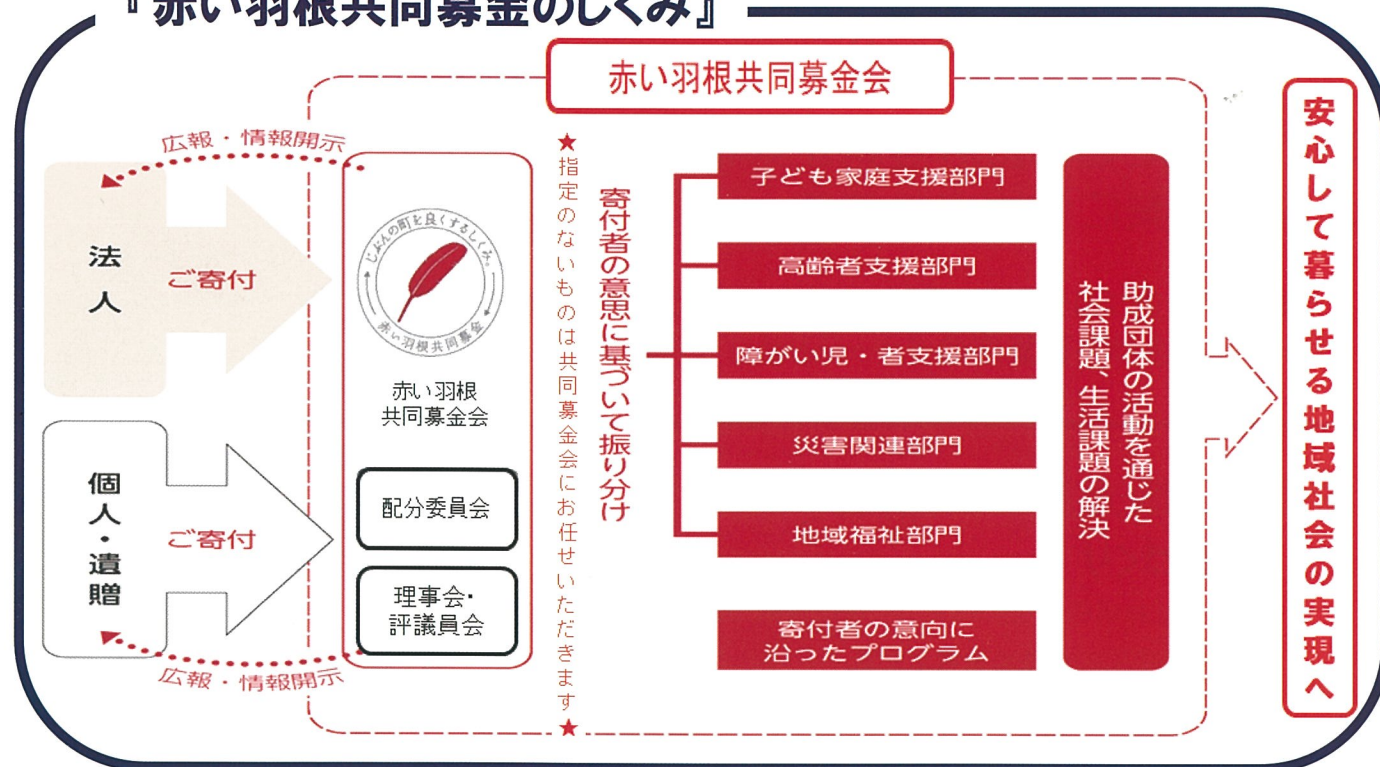


企業様のSDGsへの取り組みを通じて 共同募金へのご寄付をお願いします ＝奈良県共同募金会＝

SDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むことをめざしています。

共同募金は、制度のはざまにある社会課題や公的制度やサービスでは十分に対応できない生活課題を解決する活動への助成を通じて、SDGsの目指す社会実現に向けた取り組みを進めています。

『赤い羽根共同募金のしくみ』



～企業様のSDGsに繋がるご提案～ 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト (寄付つき商品・企画)」へのご登録

○登録企業様が登録いただいた「地域のためになる寄付つき商品・企画」を販売していただき、売上の一部を共同募金にご寄付いただくプロジェクトです。

○共同募金の取り組みを支援いただくことで、企業様のSDGsの取り組みとして発信していただけます。

○企業様のCSR3.0×SDGs活動に加え、商品・企画を購入された方にも、日常の消費活動が地域支援につながる新しい寄付のカタチです。

○いただいた寄付金は登録企業様(店舗)がある地域(市町村)の福祉事業に活用されます。

*「募金百貨店プロジェクト」とは、多様な寄付つき商品・企画が併存するプロジェクト全体を百貨店のイメージと結び付けた名称です。

《企画から販売までの流れ》

1. 企画づくり

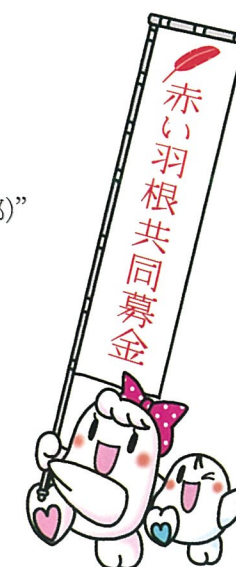
- ・赤い羽根共同募金会の職員と一緒に企画づくりを行い、赤い羽根のネットワークを活用した効果的な戦略を考えます。
- ・企画は貴社主体のプロジェクトになります。
- ・寄付額は貴社で決めていただきます。他事例では商品価格の1～10%など、無理がなく継続しやすい金額にされることが多いです。
- ・赤い羽根共同募金会が協力できることは、「広報誌“赤い羽根共同募金(80,000部)”」「社協だより(8,000部)”への掲載」「関係機関への協力依頼文書の送付」「県庁記者クラブ等への記者発表」などです。

2. 登録申請書の提出

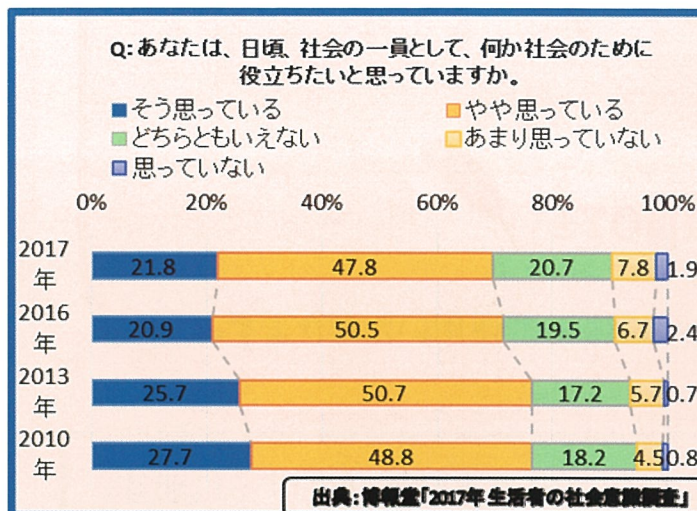
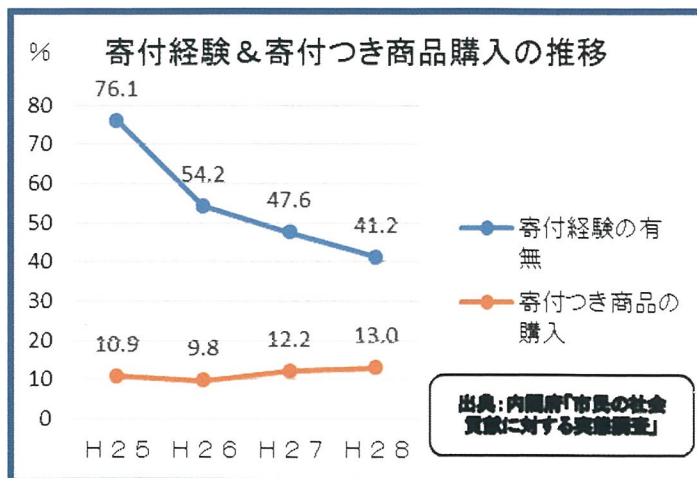
3. 覚書調印式

(覚書調印式については、県庁や市役所等の記者クラブ等に発表します。)

4. 広報・販売 (広報活動は、共同募金会もお手伝いします。)



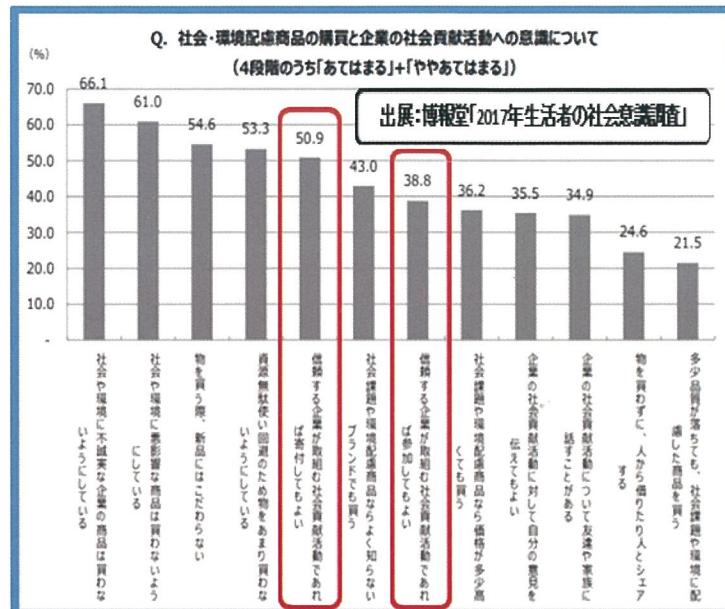
《生活者の「社会貢献意識・行動」調査》



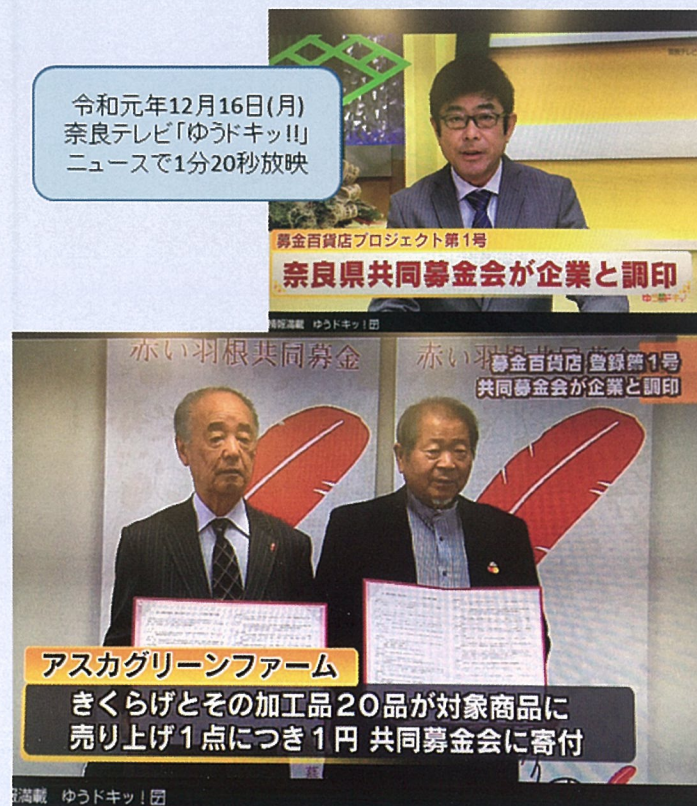
○寄付経験者は減少傾向にあるが、寄付つき商品の購入は増加傾向。

○「何か社会のために役立ちたい」と考えている生活者は約7割あるものの、年々減少傾向。

○信頼する企業が取り組む社会貢献活動であれば「寄付してもよい」50.9%、「参加してもよい」38.8%。4～5割が何らかの形で企業の社会貢献活動をサポートしたいと考えている。



《「募金百貨店プロジェクト」覚書調印式の報道》



令和元年12月17日(火)
奈良新聞「第2社会面掲載」

募金百貨店プロジェクト

寄付つき商品で社会貢献

県内参加 第1号にアスカグリーンファーム

奈良県共同募金会が企業と調印

奈良県共同募金会、地産地消推進の観点から、県内参加第1号のアスカグリーンファームと調印式を行った。同社は、地元産の明日香、アスカグリーンファームの農産物を加工した商品を、募金百貨店プロジェクトを通じて、募金百貨店に販売する。募金百貨店では、募金百貨店プロジェクトの覚書を取り交わしたアスカグリーンファームと募金百貨店が、募金百貨店プロジェクトの覚書に基づき、募金百貨店に商品を販売し、その一部を募金に充てる。募金百貨店では、募金百貨店プロジェクトの覚書に基づき、募金百貨店に商品を販売し、その一部を募金に充てる。募金百貨店では、募金百貨店プロジェクトの覚書に基づき、募金百貨店に商品を販売し、その一部を募金に充てる。

寄付つき商品 専用ロゴマーク



応援します

We support



応援します

We support



◆ 上記7パターンの中から選択して使用いただけます。

法人や個人が共同募金会に寄付をした場合、税制上の優遇措置が受けられます。

◎法人の場合

法人税法により、寄付金額を「全額損金算入」することができます。

◎個人の場合

◆所得税の寄付金控除額(所得税法第78条)

(所得控除か税額控除のいずれかを選ぶことができます。)

・所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円

・税額控除額=(税額控除対象寄付金額-2千円)×40%

※税額控除額は所得税額の25%が限度

◆住民税の寄付金税額控除額(地方税法第37条の2)

・税額控除額=[寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2千円]×10%

■手続き

・領収書を添付して確定申告を行っていただく必要があります。

・所得税の税額控除を受けるためには、「税額控除の証明書」写しの提出が必要となります。



社会福祉法人 奈良県共同募金会

〒634-0061 橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉総合センター4F

TEL: 0744-29-0173 FAX: 0744-29-0174

<http://www.nara-akaihane.com>